

福島県県道の構造の技術的基準を定める条例

1 現状

道路法（昭和27年法律第180号）第30条第1項及び第2項の規定に基づき、道路構造の基準である「道路構造令（昭和45年政令第320号）」が定められており、道路の構造については、全国一律の道路構造基準により整備が行われている。

2 問題点

- ① 歩道の幅員が2 m以上、自転車歩行者道の幅員が3 m以上と決められており、歩行者や自転車が少ない場所でも狭い幅員での整備ができない。
- ② 車道幅員が交通量で決められており、物流や観光等を支える道路として多くの大型車の利用がありながら、大型車に見合った車道幅員が十分確保できない。
- ③ 今後、高齢者がハンドル型電動車いす等による通行の増加が予想されるが、事情により歩道が整備できない道路において、路肩幅員が十分確保できない。
- ④ 山地部の県道においては、待避所の設置や視距確保のための局部的改良等の地域事情に応じた「1.5車線の道路整備」※を行うことができるが、交通量が少ない平地部ではできない。

3 課題

- ① 地域の交通特性（歩行者数や自転車通行台数）に応じた歩道整備の基準が求められる。
- ② 物流や観光等に利用されている道路において、通行する車種など交通の実態に応じた車道幅員を確保する道路整備の基準が求められる。
- ③ 高齢者が利用するハンドル型電動車いす等の通行に応じた路肩幅員を確保する道路整備の基準が求められる。
- ④ 交通量が少ない平地部の県道において、地域の事情に応じた「1.5車線の道路整備」を行う基準が求められる。

4 対応策

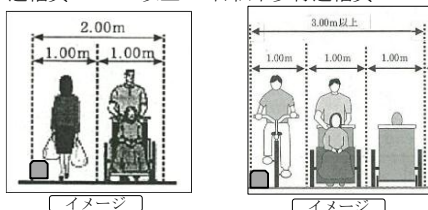
県独自の基準を盛り込んだ条例を制定することにより、上記課題①～④の解決を図る。

5 条例で規定したい独自基準の内容

①最小有効幅員として歩道1.5m、自転車歩行者道2.0mとする

現 在

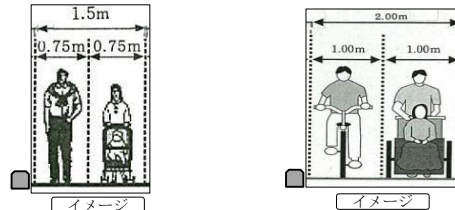
歩道幅員：2.0m以上 自転車歩行者道幅員：3.0m以上



現在の道路構造令では、緑石等を含んだ幅員で整備することになっています。

今 後

歩道有効幅員：1.5m以上 自転車歩行者道有効幅員：2.0m以上



幅員に緑石等を含んだまま最小幅を下げると、実質通行できる幅はより狭くなるため、歩行者等が実質通行可能な有効幅員（緑石等は含まない）として整備します。

②40ftコンテナ車対応として車道幅員3.5mまでの拡幅を可能にする

現在

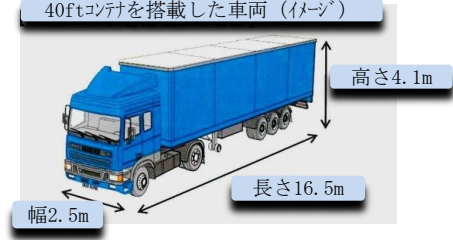
- ・「物流」や「観光」に資する道路の車道幅員であっても、2.75m(第3種第4級)又は3.0m(第3種第3級)と規定されている



大型車のすれ違いが困難な状況

今後

- ・3.5mまでの拡幅を可能にし、40ftコンテナを搭載した車両であってもすれ違いを可能にする



③路肩幅員を1.0m以上とし通行空間を確保する

現在

- ・歩行者や高齢者がハンドル型電動車いす等で通行することが予想される歩道のない道路の「左路肩確保」
- ・0.75m(第3種第2級～4級)



路肩幅員が不足している状況

今後

- ・路肩幅員として1.0m以上を確保する



カラー舗装により路肩が確保された状況

④交通量が少ない平地部の県道でも待避所の設置等を可能にする

現在

- ・道路管理延長が長く、中山間地域が多い
- ・本県の実情を踏まえた基準の緩和



今後

- ・平地部の道路でも1.5車線の道路整備を可能にする(待避所設置、視距確保等)



○上記以外の道路構造については、道路構造令に準拠する。

6 効果

条例を制定することで、地域の交通特性やニーズ、道路の使い方に応じた道路整備が可能となり、安全・安心の確保、物流や観光等を支援することができる。

※1.5車線の道路整備(イメージ)

「1.5車線の道路整備」とは、地域の実情に応じた改良を地域住民の理解を得て進めるもので、待避所の設置、視距確保のための局部的改良等、1車線改良および2車線改良を組み合わせた整備手法のことです。

